

H30. 12. 17

【監査通信】おうでぃっと めーる

http://www.bureau.tohoku.ac.jp/audit

▼INDEX▼

■【内部監査情報】
・情報セキュリティに関する監査が終了しました。
・標準会計監査が始まりました。
・標準会計監査、フォローアップ監査の合同実施について
■【会計監査人監査情報】
・平成30年度会計監査人監査 ～部局往査が始まります～
■【監査ニュース】
・「国立大学経営改革促進事業」 名大・岐阜大の統合など 外 15 件
■【連載企画】
・「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」
■【Audit Cafe】
・「祝！第 100 号」



表題写真：広瀬川河畔のサザンカ

内 部 監 査 情 報

・情報セキュリティに関する監査が終了しました。

平成３０年度の内部監査「情報セキュリティに関する監査」については、１２月５日（水）をもって往査が終了しました。

監査対象部局の皆様には、資料の準備や会場の確保など、内部監査の円滑な実施にご協力いただきましたことを、心より御礼申し上げます。

現在、監査の調書等をとりまとめているところです。

今後、内部監査報告書（案）を作成し、後日、監査の結果について齟齬がないか、部局の皆様と意見調整をさせていただきますので、引き続き、よろしくお願いいたします。

・標準会計監査が始まりました。

平成３０年度の内部監査「標準会計監査」が、１２月６日（木）から１月２４日（木）までの間、１４部局を対象として行われます。



標準会計監査は、下表のとおりＡ～Ｄの４チーム体制（一部部局で異なる）で行われ、従来の監査項目“内部統制等に関するヒアリング”や、“物件費、旅費、謝金等の伝票査閲”等に加えて、“現金の取扱いに関するヒアリング”や、“講演等謝金の取扱いに関するヒアリング”、“固定資産等の実査”も対象となっております。

グループ	主な監査内容	担当
A	①内部統制の体制整備状況 ②寄附金関係 ③受託研究等関係 ④研究室等の内部統制関係 ⑤その他会計に関する取扱い	監査室１名
B	⑥資産の管理状況（異動） ⑦物件費の取扱い ⑧現金の取扱い	監査室1名 財務部1名
C	⑨旅費の取扱い ⑩報酬的謝金の取扱い ⑪人件費の取扱い	監査室１名
D	⑫資産の管理状況（登録） ⑬固定資産等の実査	監査室1名

・標準会計監査、フォローアップ監査の合同実施について

内部監査にご対応いただく部局担当者の皆様の負担軽減を目的として、一部の標準会計監査対象部局については、同日に「フォローアップ監査」を実施させていただきます。

年末年始のお忙しいなか、監査対象部局の皆様には種々ご対応いただくことになりますが、引き続き、どうぞよろしくお願いいたします。

なお、フォローアップ監査につきましては、平成２７年度より監査の結果、改善を要すると判断した事項については、「内部監査報告書」に部局名を明記し、運営企画会議等において報告することとなっております。昨年度はこれに該当した部局はございませんでしたが、今一度、改善計画に基づく改善が図られているかどうか、ご確認くださいますよう、よろしくお願いいたします。



監査名称	実施日程	対象部局数
標準会計監査	平成30年12月6日（木） ～平成31年1月24日（木）	14部局
フォローアップ監査	平成30年12月12日（水） ～平成31年２月8日（金）	１２部局

【内部監査計画・報告】の詳細は、コチラ↓

http://www.bureau.tohoku.ac.jp/audit/2-2index.html

会計監査人監査情報

・平成３０年度会計監査人監査 ～部局往査が始まります～

１２月から２月にかけて、会計監査人である有限責任監査法人トーマツによる部局往査が実施されます。

内容としましては、支払（債務計上）や入金（債権計上）などの各取引における部局内での手続きフロー及び統制手続きに関して、その有効性を確認するために、伝票等の閲覧やヒアリング等を実施するものです。

年末年始のご多忙のところ大変恐縮ですが、対象部局におかれましては、ご協力方よろしくお願いいたします。

なお、監査当日は監査室のスタッフも立ち会いますので、疑問点等がありましたら遠慮なくお声掛けください。

【会計監査人監査】の詳細は、コチラ↓

http://www.bureau.tohoku.ac.jp/audit/2-2index.html

監査ニュース

・「国立大学経営改革促進事業」 名大・岐阜大の統合など 文科省選定 【11/1 日刊工業新聞】
・「大学改革支援産学官連携フォーラム」 2019 年 4 月にも全体会合 内閣府 【11/5 日本経済新聞】
・昨年と今年 東京医大不正 不合格 101 人 追加合格最大 63 人 【11/8 毎日新聞】
・政府が法科大学院定員管理 負担減 5 年コース新設へ 【11/10 毎日新聞】
・論文「海賊版」から入手横行 本来は有料 国内 127 万件ダウンロード 【11/13 朝日新聞】
・国立大学附置研究所「共同利用・共同研究拠点」制度 今年度中間評価「S」14% 【11/15 日刊工業新聞】
・性別・年齢で差「不適切」医学部入試で規範 全国医学部長病院長会議 【11/17 読売新聞】
・研究者 働き先は複数に 「クロスアポイントメント制度」2015 年から 5 倍 少ない経費で人材確保 【11/20 朝日新聞】
・部活 学業不振なら制限 「大学スポーツ協会」準備委 制度案承認 2022 年度から適用 【11/20 朝日新聞】
・阪大・熊本大「運営改善」遅れ 国立大評価委が公表 採点ミス対応や年俸制目標未達 【11/21 日本経済新聞】
・今年度科研費 新規応募件数 最高更新 2.4%増 10 万 3672 件 文科省 【11/22 日刊工業新聞】
・地域特別枠 過疎地出身 有利な配点 神戸大医学部、要項明記せず 【11/23 読売新聞】
・大学連携・統合へ 3 方式 中教審答申 2040 年想定 教員登用 柔軟に 【11/27 日本経済新聞】

・東北大が「東北大学ビジョン 2030」発表 グローバル人材育成推進等 【11/28 河北新報】
・国立大学附置研究所「国際共同利用・共同研究拠点」6 拠点を採択 文科省【11/29 日刊工業新聞】
・医学部地域枠 東北大など 22 大学 2 割超欠員 【11/29 河北新報】

連 載 企 画



生まれも育ちも栗原築館、姓は小○ 名は卓也、人呼んで フーテンの卓 が引き起こす様々な出来事を、
なぜか国立大学法人業務に長けた 妹 が見事に解決していくコーナー！
回を重ねるごとに「卓」という人物の謎は深まるばかりですが・・・第 27 回目となる今回は、
「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」というお題について
ご説明します。

卓） 明日、内部監査が実施されるんだってよ。今度は標準会計監査だってさ。
そういえば、以前、競争的資金の監査で出張の目的や概要をヒアリングされたことがあったけど、
あれは本当に必要なのかねぇ？
妹） あれは文部科学大臣決定の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン
（実施基準）」に沿って実施しているんでしょうね。
卓） なんだい、そのガイドラインってぇのは？

文部科学大臣決定の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（以下「ガイドライン」という）とは、平成19年2月に、文部科学省又は文部科学省が所管する独立行政法人から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金について、配分先の機関がそれらを適正に管理するために必要な事項を示すことを目的として策定されたものです。

第1節から第6節においては、それぞれの機関が実施すべき事項をテーマ別に記載し、第7節においては、それらの事項の実施状況評価を踏まえ、文部科学省及び配分機関が講じるべき措置等を記載し、第8節においては、文部科学省及び配分機関が、不正があった機関に対して講じるべき措置等が記載されています。

また、各節に示す「機関に実施を要請する事項」及び「実施上の留意事項」に掲げる内容は、機関の性格や規模、コストやリソース等を考慮して実効性のある対策として実施されることが必要であるとされており、本学では、このガイドラインを踏まえ、研究費の運営及び管理体制の整備を図るため、「国立大学法人東北大学研究費不正使用防止計画」（以下「防止計画」という）を策定し、公的研究費の管理・監査に係る取組みを実施しています。

例えば、小〇さんが言っている、出張の目的や概要のヒアリングについては、ガイドラインの「第6節　モニタリングの在り方」の「実施上の留意事項　③（ア）」にリスクアプローチ監査の具体的な方法の一つとして以下のように記載されていますが、本学ではそれを踏まえ、防止計画の「6．モニタリングの在り方（監視活動）」を以下のように策定し、内部監査において出張の目的や概要のヒアリングを実施し、旅行の実在性を確認しています。

参考：旅行の事実確認について

③　リスクアプローチ監査の具体的な方法については、以下のような手法が考えられる。
（ア）研究者の一部を対象に、当該研究者の旅費を一定期間分抽出して先方に確認、出勤簿に照らし合わせるほか、出張の目的や概要について抜き打ちでヒアリングを行う。

（ガイドライン（実施基準）　第６節　モニタリングの在り方（実施上の留意事項）③（ア））

6．モニタリングの在り方（監視活動）

◇　研究費の不正使用の発生可能性を最小にすることを目指し、本学全体の視点から実効性のあるモニタリング体制を整備・実施する。リスクアプローチ監査（不正が発生する要因を分析し、不正が発生するリスクに対して重点的かつ機動的に行う監査）を実施し、恒常的に組織的牽制機能の充実・強化を図る。

目　　標	不　　正　　防　　止　　策	主たる実施主体
旅行の事実確認の徹底	旅行報告書において、用務内容、訪問先、成果等について具体的に記載することを徹底する。 内部監査等において、旅行者へのヒアリング等により、旅行の実在性について、抽出確認する。【再掲】	財務部 監査室
勤務の実態確認の徹底	業務従事者の勤務状況について、監督者による勤務実態の確認、事務部門による出勤表の内容確認等を徹底する。 また、内部監査において、勤務実態の確認状況について、抽出確認する。【再掲】	人事企画部 財務部 監査室
リスクアプローチ監査の更なる充実	改正後の「ガイドライン」では、新たにリスクアプローチ監査の実施が求められており、本学では、改正前からリスクアプローチ監査に取り組んでいたところではあるが、実効性をより高めるためにその改善を図る。	監査室

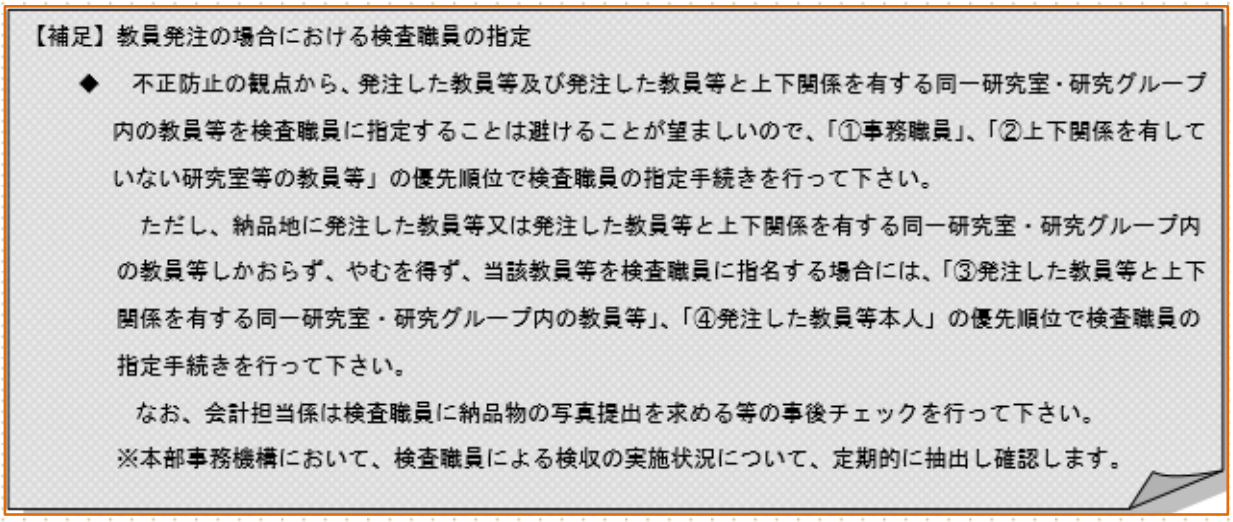
（防止計画　６．モニタリングの在り方（監視活動））

また、「第4節　研究費の適正な運営・管理活動」には、日常業務に関することについて記載されています。発注・検収業務、換金性の高い物品の適切な管理、非常勤雇用者の雇用管理等、日常の事務手続についての内容となっています。本学のマニュアルで定められている事務手続の中にも、ガイドラインの内容を踏まえ整備した部分があるため、ガイドラインの内容を知ることによって、事務手続の必要性を、より理解することができると思います。

参考：教員発注の場合における検査職員の指定について

③　発注・検収業務を含む物品調達に係るチェックシステムは、不正の防止と研究の円滑かつ効率的な遂行を両立させるよう配慮する。上記「機関に実施を要請する事項」⑤の取扱いとする場合であっても、事務部門の牽制が実質的に機能する仕組みとして、発注に関し、定期的に予算執行・取引状況・内容を検証（是正指導）することが必要である。また、検収業務についても、上下関係を有する同一研究室・グループ内での検収の実施などは避け、発注者の影響を完全に排除した実質的なチェックが行われるようにしなければならない。

（ガイドライン　第４節 研究費の適正な運営・管理活動（実施上の留意事項）③）



【補足】教員発注の場合における検査職員の指定

◆　不正防止の観点から、発注した教員等及び発注した教員等と上下関係を有する同一研究室・研究グループ内の教員等を検査職員に指定することは避けることが望ましいので、「①事務職員」、「②上下関係を有していない研究室等の教員等」の優先順位で検査職員の指定手続きを行って下さい。

ただし、納品地に発注した教員等又は発注した教員等と上下関係を有する同一研究室・研究グループ内の教員等しかおらず、やむを得ず、当該教員等を検査職員に指名する場合には、「③発注した教員等と上下関係を有する同一研究室・研究グループ内の教員等」、「④発注した教員等本人」の優先順位で検査職員の指定手続きを行って下さい。

なお、会計担当係は検査職員に納品物の写真提出を求める等の事後チェックを行って下さい。

※本部事務機構において、検査職員による検収の実施状況について、定期的に抽出し確認します。

（購買業務マニュアル　７．検査（７）検査職員の指定及び指定解除①本学職員を検査職員として指定又は指定解除する場合【補足】）

なお、「第3節　不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施」には、不正を発生させる要因の把握に当たって、注意が必要なリスクが記載されています。予算執行の特定の時期への偏りや、非常勤雇用者の勤務状況確認等の雇用管理が研究室任せなど、その他、不正が発生しやすい状況が記載されていますので、ご自身の周りの状況にリスクがないか確認し、該当する場合はその状況の改善を進めてください。

日常業務に追われる中で、ガイドラインを読み込む時間はなかなか作れないかもしれませんが、一度読んでおくことで、業務マニュアル等で定められた手続きの必要性が明確になることもあると思います。

「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」
http://www.mext.go.jp/component/a_menu/science/detail/_icsFiles/afieldfile/2014/03/18/1343906_02.pdf

「国立大学法人東北大学研究費不正使用防止計画」
（ガイドラインを踏まえ、本学が研究費の運営及び管理体制の整備を図るため策定した計画）
http://www.bureau.tohoku.ac.jp/compliance/grant/plan.pdf

……▪……▪……▪……▪……▪……▪……▪……▪……▪…

卓）　なるほどねぇ。ガイドラインなんて、存在自体知らなかったよ。
妹）　そうね。日常業務の中では、なかなか見ないものだからね。でも、この内容を知っているのと知らないのとでは、今後の仕事の進め方に大きな違いが出ると思うから、ぜひ読んでおいてね。
それはそうとお兄ちゃん、明日は標準会計監査なのに、まだ書類が綴られてないわよ。
ガイドラインの内容把握をする前に、しなければならないことが、たくさん有りそうね・・・。
卓）　それを言っちゃぁ、おしまいよ。

……▪……▪……▪……▪……▪……▪……▪……▪……▪…

このコーナーでは、皆様からの疑問・質問をお待ちしています。
日頃の業務の中でのちょっとした疑問（なんでこんな作業が必要なのだろう）や、
いまさら上司や先輩に聞けないけれど、実はよく理解できていないことなど、
いただいたご質問には出来る限り誠意をもってお答えします！
ご質問は、メール、ファックス、お手紙で！（匿名でも大丈夫です）

Audit Cafe

毎月、監査室のスタッフが交代で「つぶやく」このコーナー！
今回のつぶやきは、「祝！第 100 号」と言うお題のようです。
いったいどんな話になることやら・・・。

2018 年も残すところあと少しです。4 月から本当にあっという間でした。

ところで実は**今回の「監査通信」、記念すべき第 100 号**なんです。平成 22 年 7 月に第 1 号が発行されてから、8 年が経過したのですね。過去の記事を見ると、当時の話題や雰囲気が何となく思い浮かぶような気がします。監査室のホームページに、年度毎にバックナンバーがまとめられているので、皆様もお時間のあるときにご覧になってみてはいかがでしょうか？

＊…＊……＊……＊……＊……＊……＊……＊……＊……＊……＊……＊……＊…＊……＊…

題名とは全く関係ないのですが、先日、**ミュージカルを観るため東京に行ってきました。**

舞台やミュージカルは仙台ではあまり行われないため、いつも DVD で我慢していたところだったのですが、遂に奮発して遠征してきました。

観た感想は、「やっぱり生の演技は素晴らしい」です。ある俳優が目当てだったのですが、その人の存在がぼやけてしまうくらい、他の出演者の演技や歌が上手く、およそ 2 時間半の公演があっという間に感じられるほど引き込まれました。「もしかしてセリフを間違えたのかな？」という場面でも、アドリブで上手に流し、違和感を与えずに演技を続ける姿が、プロだなぁと感動しました。なんだか今回をきっかけに観劇にはまってしまいそうで怖いです。現実は金銭的に厳しいですが…。もっと仙台でもいろいろ公演してくれればいいなぁ。

今年は前々から行きたかったところに行くことができ、いい一年だったと感じています。

来年 5 月には新しい年号になり、9 月にラグビーワールドカップ 2019 日本大会が開催され、10 月から消費税が 10%になる予定…ということで、楽しいことや大変なこと等々、様々な変化がある年になりそうです。

今年は皆様にたくさんお世話になり、ありがとうございました。来年もどうぞよろしくお願いします。

（監査室　T）



最後までお読みいただきまして誠にありがとうございました。
引き続き、「おうでぃっとめーる」をどうぞよろしくお願い申し上げます。
バックナンバーは、監査室 WEB ページをご覧ください。

◆その他、各種お問い合わせは…

【電話でのお問い合わせ】
東北大学監査室
022-217-4874（監査室長：菅原）
022-217-5680，4880（菅野、小原、綱川、深沢、瀧澤）

【メールでのお問い合わせ】
東北大学監査室
kansa@grp.tohoku.ac.jp

メールマガジンの一部または全部を無断転載することを禁止します。
© 2010 Audit Office Tohoku University